

岡崎市議会議案

令和3年6月定例会

令和 3 年 6 月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 1	岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について	1
承認 2	令和 3 年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	7
56	物品の取得について（災害対応特殊救急自動車）	13
57	物品の取得について（高度救命処置用資機材）	15
58	岡崎市市税条例の一部改正について	17
59	岡崎市地元企業優先調達条例の制定について	21
60	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	23
61	岡崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	25
62	岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について	27
63	令和 3 年度岡崎市一般会計補正予算（第 2 号）	31
64	令和 3 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第 1 号）	35
65	令和 3 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）	39

令和3年承認第1号

岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第75条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。
附則第4条の4の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第4条の5第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条の4第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を第12項とする。

附則第6条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第7条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、

同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第7条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第8条の2に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について岡崎市市税条例の一部を改正する条例（令和3年岡崎市条例第22号）による改正前の岡崎市市税条例（以下この項において「令和3年改正前の条例」という。）附則第8条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第8条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第8条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第11条中「同条第1項」を「附則第8条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和

4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第14条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械

装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 改正後の条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 5 改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和3年承認第2号

令和3年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、補正予算（専決第1号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年4月1日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度岡崎市一般会計補正予算（専決第1号）

令和3年度岡崎市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,308,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	18,233,492	192,199	18,425,691
	2 国庫補助金	2,886,589	192,199	3,078,788
	歳入合計	123,116,296	192,199	123,308,495

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	49,388,473	192,199	49,580,672
	3 児童福祉費	24,094,857	192,199	24,287,056
	歳出合計	123,116,296	192,199	123,308,495

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中根 康 浩

- 1 買入目的
救急業務の用に供するため

- 2 買入物品

品 名	説 明	数 量
災害対応特殊 救急自動車	1 車体 トヨタ TRH226S-QFTDK-H 2 装備 (1) 四輪駆動 (2) 防振ベッド	2 両

- 3 契約方法
随意契約
- 4 買入金額
37,876,012円
- 5 納入期限
令和4年2月28日
- 6 契約の相手方
名古屋市昭和区高辻町6番8号
愛知トヨタ自動車株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

令和3年第57号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品

品 名	説 明	数 量
高度救命処置用資機材	1 気道確保用資機材 2 自動体外式除細動器 3 輸液用資機材 4 ベッドサイドモニター 5 自動心臓マッサージ器 6 オゾン発生装置	2組

- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
24,948,000円
- 5 納入期限
令和4年2月28日
- 6 契約の相手方
静岡県静岡市駿河区池田156番地の2
協和医科器械株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要がある

による。

岡崎市市税条例の一部改正について

岡崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第21条中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第26条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第43条の6第3項」を加える。

第26条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「政令第48条の9の7の3において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第31条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第41条第1項の表(3)項中「200万円」を「210万円」に改め、同表(4)項中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改める。

第43条の5第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第43条の6第1項第2号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第30条第4項」を「第30条第7項に規定する一般退職手当等、同条第4項に規定する短期退職手当等又は同条第5項」に改め、「又は同法第201条第1項第1号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第4号中「第30条第5項第3号」を「第30条第6項第3号」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が政令第48条の18において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附則第3条の7中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第5条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前

項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第5条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第6条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第21条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の4の規定の適用については、同条中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第43条の6第1項及び附則第3条の7の改正規定並びに附則第5項の規定
令和4年1月1日
 - (2) 第21条、第26条の3第1項及び第31条第1号の改正規定並びに附則第6項の規定
令和6年1月1日
- (市民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の岡崎市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の2第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行ったこの条例による改正前の岡崎市市税条例（以下「旧条例」という。）第26条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第26条の3第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う新条例第26

条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第26条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第26条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第26条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 4 新条例第41条第1項の表(3)項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第43条の6第1項の規定は、令和4年1月1日以後に支払を受けるべき岡崎市市税条例第42条に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧条例第43条の6第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 7 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る必要があるによる。

岡崎市地元企業優先調達条例の制定について

岡崎市地元企業優先調達条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市地元企業優先調達条例

(目的)

第1条 この条例は、地元企業からの優先的な公共調達に関し、基本理念を定めることにより、地元企業の優先的な調達機会を確保し、公共調達を通じて、地元企業の育成及び地域経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号。第3号において「公契約条例」という。）第2条第1号に規定する公契約をいう。
- (2) 公共調達 公契約の締結により、市が実施する調達行為をいう。
- (3) 市長等 公契約条例第2条第2号に規定する市長等をいう。
- (4) 地元企業 市内に本店又は主たる事務所を有する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 市は、公契約の適正な履行に必要な専門的な知識又は技術を有する地元企業が存在しない場合その他特別の事情がある場合を除き、地元企業から優先的に公共調達するよう努めなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、地元企業に対して優先的な調達機会を確保することにより、公共調達を通じて、地元企業の育成及び地域経済の持続的な発展に寄与するため、地元企業の優先調達に係る市の基本理念等を定める必要があるによる。

令和3年第60号議案

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岡崎市
条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1の11項を次のように改める。

11	削除	
----	----	--

別表第2の13項中「国民健康保険関係情報」の次に「、高齢者医療給付等関係
情報、介護保険給付等関係情報」を加え、同表の15項を次のように改める。

15	削除	
----	----	--

別表第2の20項中「、地方税関係情報」を削る。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別表第2の13項及び20
項の改正規定は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、個人番号利用事務の範囲並びに庁内連携を行う個

人番号利用事務及び特定個人情報の範囲を見直す必要があるによる。

令和3年第61号議案

岡崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

岡崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第11条」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準が一部改正され、これらの施設についての衛生管理等の基準が強化されることに伴い、衛生管理等に係る独自の基準を削る必要があるによる。

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例（平成6年岡崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

阿知和地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西三河都市計画阿知和地区計画において地区整備計画が定められた区域
-------------	---

別表第2に次のように加える。

阿知和地区整備計画区域	全区域	建築してはならない建築物	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 公衆浴場
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定するもの (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第2項に規定する事業用電気工作物

			<p>が設置され、発電した電気、蒸気、冷熱、温熱等を供給する施設</p> <p>(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する再生可能エネルギー源（同項第5号に掲げるものに限る。）による生成物を供給する施設</p> <p>(4) 道路の附属物（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物をいう。以下この表において同じ。）</p> <p>(5) 道路の附属物の管理上必要な施設</p>
	壁面の位置の制限		<p>道路境界線及び隣地境界線からの後退距離は4メートル以上であること。ただし、それぞれの後退距離に満たない距離にある建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 守衛所の用途に供し、軒の高さが4メートル以下で、かつ、床面積の合計が100平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 前号に該当する建築物に附属する車庫で軒の高さが4メートル以下であるもの</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定するもの</p> <p>(4) 道路の附属物</p> <p>(5) 道路の附属物の管理上必要な施設</p>

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、地区整備計画を定めた区域内の建築物の建築に関する制限事項を定める必要があ

るによる。

令和3年第63号議案

令和3年度岡崎市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度岡崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,196,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	18,425,691	803,436	19,229,127
	1 国庫負担金	15,239,782	42,235	15,282,017
	2 国庫補助金	3,078,788	761,201	3,839,989
17	県支出金	8,567,670	10,491	8,578,161
	2 県補助金	2,446,593	10,491	2,457,084
19	寄附金	126,876	126	127,002
	1 寄附金	126,876	126	127,002
20	繰入金	7,179,995	557	7,180,552
	2 基金繰入金	7,017,790	557	7,018,347
21	繰越金	1	64,362	64,363
	1 繰越金	1	64,362	64,363
22	諸収入	4,340,614	9,500	4,350,114
	5 雑入	3,185,977	9,500	3,195,477
	歳入合計	123,308,495	888,472	124,196,967

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	11,095,982	23,084	11,119,066
	1 総務管理費	7,679,009	18,395	7,697,404
	2 総務諸費	1,425,031	630	1,425,661
	4 戸籍住民基本台帳費	639,378	4,059	643,437
3	民生費	49,580,672	419,716	50,000,388
	1 社会福祉費	11,481,597	868	11,482,465
	3 児童福祉費	24,287,056	418,848	24,705,904
4	衛生費	15,521,681	437,577	15,959,258
	1 保健衛生費	6,653,667	437,049	7,090,716
	3 環境費	606,533	528	607,061
5	労働費	165,736	1,500	167,236
	1 労働諸費	165,736	1,500	167,236
6	農林業費	1,543,154	460	1,543,614
	1 農業費	517,928	460	518,388
7	商工費	2,649,776	1,515	2,651,291
	1 商工費	2,649,776	1,515	2,651,291
8	土木費	17,349,280	870	17,350,150
	5 都市計画費	6,021,343	210	6,021,553
	6 公園緑地費	2,594,632	660	2,595,292
10	教育費	13,820,007	3,750	13,823,757
	5 社会教育費	2,325,064	3,750	2,328,814
	歳 出 合 計	123,308,495	888,472	124,196,967

令和3年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）

令和3年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,545,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,544,854	230	1,545,084
	1 一般会計繰入金	1,503,009	230	1,503,239
	歳入合計	1,544,854	230	1,545,084

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,544,854	230	1,545,084
	1 継続契約集合支出	1,544,854	230	1,545,084
	歳出合計	1,544,854	230	1,545,084

令和3年度岡崎市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収	入
第1款 病院事業収益	24,605,976千円	56,043千円	24,662,019千円
第1項 医業収益	21,136,275千円	56,043千円	21,192,318千円
		支	出
第1款 病院事業費用	25,764,227千円	39,881千円	25,804,108千円
第1項 医業費用	24,636,720千円	39,881千円	24,676,601千円

令和3年6月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

